

【声明】

2018年3月9日

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件 仙台高等裁判所の即時抗告棄却の不当決定に断固抗議する

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件全国連絡会

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件守大助さんを守る宮城の会

日本国民救援会宮城県本部

日本国民救援会中央本部

仙台高等裁判所第一刑事部（嶋原文雄裁判長）は2月28日、仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件の守大助さんの即時抗告審において、請求人の即時抗告を棄却する決定をした。

私たちは、この不当な決定に対し、怒りを込めて抗議する。

再審では「土橋鑑定」の信用性が争点の1つであった。確定審では、有罪認定の根拠とした「土橋鑑定」において、鑑定資料からベクロニウムの「未変化体」が検出されたとしていた。ところが、再審請求の原審である仙台地裁は、「少なくともベクロニウムの未変化体または変化体が鑑定資料中に存在したことは強く推認される」などとして確定審での評価を変え、再審の棄却決定（原決定）をした。

これに対し、弁護団は、土橋鑑定人が同人による鑑定について原決定のような評価替えを認めていないのであるから、土橋鑑定の信用性を検討するためには、土橋鑑定人の証人調べは不可欠であるとして、あらためて土橋鑑定人の証人尋問を求めた。

また、土橋鑑定の誤りを指摘した志田保夫前教授の証人尋問、鑑定論・病態論について池田正之医師の証人尋問を求めた。さらに、弁護団は、近年の再審請求事件における証拠開示が果たす重要な役割を指摘し、「裁判所によって格差が生じるのは許されない」として、証拠開示命令を出すよう求めた。

しかし、仙台高裁はこうした弁護団の要求に応えず、一切の証人尋問等の事実取調べも証拠開示命令も行わずに新証拠の証拠価値すら排斥して原決定を追認した。

近時、冤罪事件における証拠開示の重要性が叫ばれ、隠されていた新証拠が確定判決を揺るがして、袴田事件、東住吉事件、大崎事件、松橋事件と相次いで再審開始決定が出された。さらに昨年12月、大阪高裁は、同じ医療現場の事件である湖東記念病院事件において、「真実発見に向けた努力が欠けている」として一審の原決定を破棄し、再審開始の決定をしている。

本決定は、こうした近年の冤罪救済の流れに逆行し、「無辜の救済」を目的とする再審裁判の本旨を逸脱したものであるとの批判を免れない。

同時に、本決定は17年も獄中から無実を訴え続けた守大助さんと、待ちわびるご両親を再び絶望の淵に追いやるばかりか、累計21万筆に及ぶ署名者、全国43の守る会・支援する会、200名を超える医療人アピール賛同者など、正義と道理に基づいて裁判のやり直しを求める幾多の国民の期待を裏切るものである。

私たちは、真実が必ず白日の下に照らされることを確信している。

私たちは、一日も早く無実の守大助さんの完全無罪を勝ち取り、両親とともに生活できる日を引き寄せるために、全力で奮闘する決意を表明するものである。